平成２５年（フ）第３３号
茨城県水戸市平須町1828番地の808
債務者　大江　政一
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４０号
茨城県日立市十王町伊師3924番地９
債務者　根岸　明香
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１５５号
新潟市中央区西大畑町601番地５　ときわマンション301号
債務者　高山　亮一
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４号
石川県七尾市和倉町ひばり３丁目103番地４
債務者　谷保貴美枝
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第１０７号
岐阜県羽島市正木町上大浦６丁目125番地３
債務者　中村　悦子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１３７号
岐阜県羽島市正木町曲利296番地　レフィナードＮ・Ｙ202号室
債務者　松葉　聡美（旧姓岩出）
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１６２号
静岡県浜松市北区細江町気賀10178番地の19
債務者　井上　祐次
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
三重県鈴鹿市西条３丁目12番17号
債務者　田中　元美
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３２号
滋賀県彦根市後三条町419番地
債務者　杉開拓こと　杉本　　清
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４３号
滋賀県近江八幡市武佐町590番地
債務者　井上　晃爾
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第５０号
滋賀県蒲生郡日野町大字松尾121番地、前住所滋賀県彦根市本町１丁目８番19号
債務者　山本　昭男
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第２６５号
神戸市長田区高取山町２丁目９番17号　ときわビューハイツ404号
債務者　佐々木康年
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６７号
神戸市須磨区多井畑東町15番地の３
債務者　菅井　砂織
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９３号
神戸市長田区六番町４丁目１番地の11　市住36―205号
債務者　森岡　剛司
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３６号
兵庫県尼崎市上坂部２丁目34番８号シャトーヒロ103号
債務者　徳重　妙子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１２号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目２番１号すみれ荘37号
債務者　吉田　　勇
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６６号
兵庫県尼崎市西立花町２丁目15番15号　信濃マンション301、従前の住所兵庫県伊丹市柏木町２丁目70番地　第一みどり荘204号
債務者　岡　しのぶ
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係